

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
広報支援事業 実施要項

第1 目的

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加入クラブ(会員クラブ・準会員クラブ(以下「加入クラブ」とする))における事業周知を支援することで、加入クラブの活動を支援することを目的とする。

第2 内容

加入クラブが実施する事業(主にイベント事業等)について、加入クラブに向けて周知するものとする。

第3 申込の条件及び手順

- 1 実施クラブは加入クラブに限る。
- 2 本事業の実施を希望する加入クラブは、様式1広報支援事業申込書に必要事項を記入の上、愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会事務局(以下「事務局」とする)へ提出する。
- 3 事務局は申込内容を確認し、公序良俗に反しないものを確認した上で、加入クラブに対しメールで周知する。
- 4 周知先はメールアドレスのある加入クラブに限る。

第4 周知後の対応について

事務局は周知のみ行うものとし、加入クラブからの申込み、問合せについては対応しないものとする。

附則

この要項は令和5年5月27日から施行する。